

東亜同文書院への府県費による 派遣生の選抜制度

—愛知県の場合—

佐々木 享

はじめに

東亜同文書院（1939年より東亜同文書院大学）は、中国語教育を重視するなどの特色ある私立学校で、戦前の上海に立地していた。国立教育研究所編『日本近代教育百年史』がそうであるように、一般に日本の教育史研究では植民地あるいは外地に設置された教育機関を扱っていないので、東亜同文書院（大学）もあまり研究されていない。東亜同文書院（大学）の教育実態等については、『東亜同文書院大学史』を初めとする若干の文献が知られている。それによると、この学校の特徴の一つは、「その運営が国費（補助金）と公費（各府県留学生の派遣費）によって賄われたこと」であったといわれ¹⁾、この特徴は、同学院（大学）の入学者選抜制度に色濃く反映していた。しかし、この学校の入学者の主体をなしたといわれる道府県派遣学生の選抜方法については、これまでのところ『東亜同文書院大学史』等に収録された卒業生の回想記以外には知られていない。また私費生の選抜方法は、いわゆる受験雑誌の記事から推測されるにとどまっている²⁾。なお教育史学会第45回大会における松谷昭廣の報告は、筆者の関心事からも興味深いものであるが、府県側から

三
一
六

見た県派遣政策の実態を解明したもので、派遣生の選抜方法には言及がない³⁾。

そこで本稿では、東亜同文書院（大学）への府県費による派遣学生の選抜制度を、愛知県の場合を例として紹介し、若干の論点について考察する。ただし、愛知県派遣学生の選抜への応募者数など必要な史料を入手し得なかったことや紙幅の制約のため、若干の史料紹介にとどまらざるを得ない。

東亜同文書院（大学）の沿革の概要

はじめに、『東亜同文書院大学史』により、東亜同文書院（大学）の沿革を本稿との関連事項に限り略述する。

東亜同文書院は、商務科、政治科の2学科からなる修業年限3年制で、内地の場合でいえば専門学校程度の私立学校として発足した。1901年入学者が第1期生である。

1914（大正3）年9月には、文科系の学校と見なされてきた東亜同文書院には異色の農工科が新設された。農工科は第一部製造化学科と第二部採鋁冶金科とに分けられていた。しかし、1918（大正7）年より政治科の生徒募集を、続いて1920（大正9）年には農工科の生徒募集を中止した。なお1920年9月に新設された中国人のための中華学生部は、1931年には生徒募集を停止した。本稿には関係ないが、摘記しておく。

三
一
五

1921（大正10）年2月には、東亜同文会が財団法人として認可された。次いで1921（大正10）年7月には勅令第328号により、東亜同文書院は専門学校令による専門学校と指定された。この年度つまり第21期生から、東亜同文書院は修業年限を4年に延長した。

1939（昭和14）年には、東亜同文書院大学の設立が認可された。修業年限は、中学校卒業を入学資格とする予科2年、学部3年である。1943

年には附属専門部が開設されたが、その第1期生は全員が私費生だったとされる⁴⁾。

東亜同文書院（大学）の他にいくつかの学校を設置した。本稿に関連ある学校としては1943年に北京に設置された華北高等工業学校（のち北京工業専門学校）がある。同校は日本人生徒を收容する採鉱、冶金、電気の3学科をおく修業年限3年の専門学校であった。

1945年に大学予科生が入学した直後に敗戦を迎え、東亜同文書院大学は解散を余儀なくされた。

I 東亜同文書院の章程における入学者選抜に関する規定

『東亜同文書院大学史』（新版）に収録された恐らく最初のものと思われる通例の学校の学則に相当する「章程」の内容は中国語で書かれており、その入学に関する規定の部分は、日本語のそれとはやや異なるように思われる。そのため、ここでは最初の規定を確認することができない。

(1) 東亜同文書院初期（1910年当時）の入学に関する規定

ここでは、筆者が利用し得た最も古い『学校一覧』である『文部省認定 在上海東亜同文書院一覧 從明治43年至明治44年』に記載された「章程」中の第三章の入学に関する規定を掲げる⁵⁾。なお以下の引用では、資料中の漢字の旧字体を現在の当用漢字のそれに改めていることをお断りしておく。

第十八条 本院学生ハ府県費生、公費生、私費生ノ三種トシ其採用ノ順

序ハ第一府県費生ヲ採リ次ニ定員ニ照シ余地アレバ公費生ヲ採リ尚
余地アレバ私費生ヲ加フ但府県費生ハ毎府県三名ヲ超ルコトヲ得ス
第十九条 入学期ハ毎学年ノ始ヲ以テ例規トス但院長ノ見込ニ由リ臨時
之ヲ許スコトアル可シ

第二十条 入学志願者ハ中学校ヲ卒業シタル者又ハ専門学校入学者検定
規程ニ依リ〔ママ〕試験検定ニ合格シタル者若クハ同規程第八条第
一号ニ依リ指定ヲ受ケタル者ニシテ品行方正、志操堅確、身体健全
ノ者タルコトヲ要ス
但甲種商業学校卒業生ハ特ニ商務科ニ限り中学卒業生ニ準シ入学ス
ルコトヲ得

第二十一条 府県費生ノ入学ニ付テハ当該府県知事ヨリ本人ノ学業履歴
書ヲ添ヘ其旨東亜同文会本部ニ申込ムベシ公費生亦之ニ準ス私費入
学志願者ハ甲号書式ニ依リ学業履歴書ヲ添ヘ東亜同文会本部ニ願出
ツベシ

第二十二条 凡テ入学志願者ハ東亜同文会本部ニ於テ所定ノ入学試験ヲ
受クベシ但府県費生ニ在リテハ当該府県ニ於テ前条規定ノ資格ヲ具
備スル者ニ就キ施行セル選抜試験ニ合格シタル者ハ本部ニ於ケル入
学試験ヲ省略シテ入学セシムルコトヲ得公費生亦之ニ準ス
入学試験ハ人物、体格、學術ノ三科トシ其學術ハ中学校卒業以上ノ
程度トス

[第二十三条以下省略。]

三
三
三

『文部省認定 在上海東亜同文書院一覽 從明治44年至明治45年』に
記載された「章程」中の入学に関する規定は、前年のそれと全く同文で
ある⁶⁾。

この規程は学院発足後約11年を経た時期（明治44＝1911年入学は第
10期生）のものである。その他の記述からみてほぼ発足の頃から大きな

変化はないものと推測される。しかし学院発足の時期には学院はまだ専門学校令が制定されていなかったから、当然に、第12条は筆者未見の発足当初のものとは異なっていたはずである。筆者が本稿で取りあげるのは、第18条、第21条等にいう府県費生である。

(2) 東亜同文書院の1918（大正7）年当時の入学に関する規定

『文部省認定 東亜同文書院一覧 大正七年度』に記載された「東亜同文書院章程」によると、入学に関する条文は次の通りであった⁷⁾。

第二十条 本院学生ハ府県費生公費生準公費生私費生ノ四種トシ其採用ノ順序ハ第一府県費生ヲ採り次ニ定員ニ照シ余地アレバ公費生ヲ採り尚余地アレバ準公費生、私費生ヲ加フ但府県費生ハ毎府県三名ヲ超ヘザルヲ例トス

第二十一条 入学期ハ毎学年ノ始ヲ以テ例規トス但院長ノ見込ニ由リ臨時之ヲ許スコトアル可シ

第二十二条 入学志願者ハ中学校ヲ卒業シタル者又ハ専門学校入学者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者若クハ同規程第八条第一号ニ依リ指定ヲ受ケタル者ニシテ品行方正、志操堅確、身体健全ノ者タルコトヲ要ス

但甲種商業学校卒業生ハ特ニ商務科ニ限り中学卒業生ニ準シ入学スルコトヲ得

第二十三条 府県費生ノ入学ニ付テハ当該府県知事ヨリ本人ノ学業履歷書、身体検査書及中学校（商業学校）卒業成績表ヲ添ヘ其旨東亜同文書院本部ニ申込ムベシ公費生準公費生亦之ニ準シ私費生入学志願者ハ甲号書式ニ依リ学業履歷書ヲ添ヘ東亜同文書院本部ニ願出ヅベシ

第二十四条 凡テ入学志願者ハ東亜同文書院本部ニ於テ所定ノ入学試験

ヲ受クベシ但府県費生ニ在リテハ当該府県ニ於テ前条規定ノ資格ヲ具備スル者ニ就キ施行セル選抜試験ニ合格シタル者ハ本部ニ於ケル入学試験ヲ省略シテ入学セシムルコトヲ得公費生準公費生亦之ニ準ス入学試験ハ人物、体格、學術ノ三科トシ其學術ハ中学校卒業以上ノ程度トス

第二十五条以下省略。

先に掲げた入学者選抜に関する条項との重要な違いは、公費生の他に「準公費生」なる範疇を新設したことのみである。しかしこの準公費生の選抜も府県費生のそれに準ずるというのであるから、実質的な違いはなかったといえよう。ところで、この「準公費生」なる区分は、筆者が愛知大学教務課の了解を得て閲覧した同大学所蔵の東亜同文書院の学籍簿では1913（大正2）年入学の第13期生から見られるが、実態が先だったのか、制度改正で登場したのかは目下のところ不明である。

II 東亜同文書院（大学）への県費派遣生に関する愛知県の規程

(1) 愛知県の最初の「清国留学生ニ関スル規程」（1902年）の制定

三
二
一
愛知県は、東亜同文書院が発足した翌年の1902（明治35）年2月19日に、「清国留学生ニ関スル規程」を制定した⁸⁾。以下に入学者選抜に関する条項のみを摘記する。

清国留学生ニ関スル規程

第1条 清国留学生ハ東亜同文会ノ設立ニ掛ル東亜同文書院ニ入学セシム同院所定ノ学科課程ヲ履修セシムルモノトス

第2条 留学生ハ左ノ資格ヲ具備スル者ニ就キ試験ノ上選抜ス

東亜同文書院への府県費による派遣生の選抜制度

- 一 本県在籍ノ男子ニシテ留学中家事ニ係累ナク募集ノ時年齢満二十五年以下ノ者
- 二 官立府県立中学校若ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ト認定セラレタル中学校又ハ商業学校ヲ卒業シタル者
- 三 志操確実品行方正ニシテ教員検定ニ関スル身体検査規定ニ準シ合格ノ者

第3条 留学志願者ハ願書ニ左ノ書類ヲ添ヘ居住地ノ郡市役所ヲ経テ本県ニ差出スヘシ

- 一 履歴書及卒業證書ノ写
- 二 戸籍謄本
- 三 身体検査書

第13条 本則ハ発布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

この規程につき若干の考察を加える。「清国留学生」となっている規程の表題にかかわらず、その実態は、東亜同文書院への県費による派遣学生に関する規程である。

第2条では、この派遣生への受験資格を定めている。第一号では、本籍が愛知県にあることをもとめている。県費負担生であるから当然の如くであるが、本籍が愛知県にあれば、他府県に寄留している者にも資格は認められる。実際に、愛知県の派遣生には他の道府県の学校出身者も含まれている。

第2条第一号は、いくつかの点で東亜同文書院の章程（通例、他の学校で学則と称しているもの）とは異なっている。たとえば章程は中学校あるいは専門学校入学者検定期程による試験検定合格者及びその無試験検定合格者としているため、（理論的にも実際にも専門学校入学者検定期程による試験検定合格者及びその無試験検定合格者には女子も含まれるので）女子が排除されていないかに読める⁹⁾。しかしこの愛知県の派

遣規程では、「男子」に限定して明確に女子を排除していた。また第一号では、「家事ニ係累ナク募集ノ時年齢満二十五年以下ノ者」と規定していることも注目される。「家事ニ係累ナク」とは、「自分が世話すべき両親、妻子、兄弟など」がないことを指す。また軍隊の学校を別として当時の官立専門学校等において年齢に上限を設けていたのは女子高等師範学校¹⁰⁾と東京高等商船学校のみであったから、応募資格に年齢の上限を設けていることも注目される。これらは、東亜同文書院の章程には見えない規定である。

また、東亜同文書院の章程には「但甲種商業学校卒業生ハ特ニ商務科ニ限り中学卒業生ニ準シ入学スルコトヲ得」とあるのに、愛知県の派遣規程はこの種の規定を欠いている。このままでは、商業学校出身者が政治科を志望することも可能なこととなるおそれがあったことになる。実際には、商業学校出身者自体が極めて少なく、かつ愛知県派遣生に限らず政治科志望者は少なかったから不都合が生じたとは考えられないが。

第3条では、願書を県に直接に提出するのではなく、郡市の役所を通して提出すべしとしていることは注目される。

第4条以下は、学資補助に関する条文が続く。入学者選抜の方法には直接関係しないので省略する。

この規程は、制定後、東亜同文書院の章程に掲げられた金額の改訂にもなう給与する学費の改定など、小刻みな改正が行われている。

(2)「東亜同文書院県費派遣生ニ関スル規程」(1915年)の制定

愛知県は、1915年に従来「清国留学生ニ関スル規程」を全面改正して新たに「東亜同文書院県費派遣生ニ関スル規程」を制定した¹¹⁾。全文改正ではあるけれども、内容にはほとんど変化はない。強いていえば、従来たんに商業学校とされていたところを「公私立甲種商業学校」したことからであろう。

(3) 1920年以降の「海外県費派遣生二関スル規程」

愛知県は、1920（大正9）年2月に従来「東亜同文書院県費派遣生二関スル規程」を廃止して、改めて「海外県費派遣生二関スル規程」を制定した¹²⁾。これは、従来からの東亜同文書院への派遣生に加えて、日露協会によりハルピンに設立されこの年度から発足した同じく私立学校である日露協会学校¹³⁾への県費による派遣生に関する規定を盛り込み、これを統一的に処理するために制定されたものである。

愛知県の「海外県費派遣生二関スル規程」は、基本的には従来「東亜同文書院県費派遣生二関スル規程」の内容を継承しているので、主要な条文と従来のそれとは大きく異なる条文のみを摘記してみる。

海外県費派遣生二関スル規程

第1条 県費派遣生ハ東亜同文会ノ設立ニ係ル東亜同文書院及日露協会ノ設立ニ係ル日露協会学校ニ入学セシメ各所定ノ学科課程ヲ履修セシム

第2条 前条ノ派遣生ハ左ノ資格ヲ有スル者ニ就キ試験ノ上選抜ス

- 一 本県在籍ノ男子ニシテ入学ノ年ノ八月末ニ於テ年齢満二十五年以下ナル者
- 二 品行方正志操堅実身体健全ニシテ在学中家事ニ係累ナキ者
- 三 中学校卒業生、甲種商業学校卒業生専門学校入学者検定規程ニヨリ試験検定ニ合格シタル者若ハ同規程第八条第一号ノ指定ヲ受ケタル者但甲種商業学校卒業生東亜同文書院ニ応募スルヲ得ス

第3条 派遣生ハ県内中学校及甲種商業学校卒業生ニ在リテハ当該学校長其ノ他ノ者ニ在リテハ郡市長ノ推挙シタル者ニ就キ之ヲ選抜ス
前項ノ選抜ハ人物体格學術ヲ考査シテ之ヲ定メ其學術試験ハ中学校卒業以上ノ程度ニ依リ左記学科目ニ就キ之ヲ行フ
国語及漢文、英語、数学、地理、歴史、物理、化学
前項ノ考査ハ知事ノ命シタル委員ヲシテ之ヲ行ハシム [以下省略]

第2条は概ねこの時期の官立専門学校の入学者選抜に関する規則と同様であるが、以下の2点は注目される。その一つは年齢に上限を設けていることで、これは東亜同文書院への派遣生に関する従来の規則を継承したものであろう。他の一つは、「甲種商業学校卒業者東亜同文書院ニ応募スルヲ得ス」としていることである。東亜同文書院の章程は甲種商業学校卒業者を受け入れるとしており、少ないとはいえ甲種商業学校卒業者も実際に入学していたので、愛知県のこの但し書きの趣旨はやや理解に苦しむ。

第3条については、「県内中学校及甲種商業学校卒業者ニ在リテハ当該学校長」の、「其ノ他ノ者ニ在リテハ郡市長」の推挙を出願の要件としたことが大きな改正点である。

また選抜のための学力検査教科については、従来は毎年の募集告示で発表されていたが、今次の改訂では規程の中で明確にされ、従来は国語及漢文、英語、数学のみであったのに比べて、地理、歴史、物理、化学の4科目を増加したことが注目される。

(4)「海外県費派遣生ニ関スル規程」の改正

1939（昭和14）年12月26日づけで、「海外県費派遣生ニ関スル規程」が一部改正された¹⁴⁾。第一条中の「日露協会」を「満州国」と改めた以外の主な改正点は、後述の同日付けの県費派遣生募集告示の中で説明する。

1940（昭和15）年12月19日づけで、「海外県費派遣生ニ関スル規程」が一部改正された¹⁵⁾。主な改正は、第二条中の哈爾濱学院の入学資格としての年齢の上限を「満二十四年」から「満二十五年」と改めたこと、学力検査科目を規定した条項を削除し、「第三条ノ二」を新たに起こし、「毎年度ノ派遣生ノ数、出願期限、試験科目及試験期日等ハ予メ之ヲ告示ス」と定めたこと、などである。

1943（昭和18）年12月11日づけで、「海外県費派遣生二関スル規程」が一部改正された¹⁶⁾。主な改正は、「東亜同文書院」を「東亜同文書院大学」に「哈爾濱学院」を「国立大学哈爾濱学院」に改め、新たに「華北高等工業学校」をくわえたこと、及びこれに関連した改正である。また同年の中等学校令制定にともない、従来「中学校長、商業学校長」となっていた推薦主体は「中学校長」と改正された。

Ⅲ 愛知県告示に見る県費派遣生の選抜方法の変遷

(1) 派遣生の選抜方法の変遷

愛知県は「清国留学生二関スル規程」すなわち東亜同文書院への留学生派遣に関する規程を制定すると、同日ただちに明治35（1902）年度の派遣生を2名募集する旨を告示した¹⁷⁾。しかしこの告示では、選抜方法については何ら触れていなかった。翌1903も2名募集されたが、同様に選抜方法については何ら触れていなかった¹⁸⁾。

しかし1904（明治37）年1月20日の告示¹⁹⁾以後は、県費派遣生の選抜に関する事項は県の告示により詳細にしめすようになった。以下に、その要点を摘記する。

(2) 愛知県派遣の東亜同文書院への募集人数と入学者数

毎年の県の告示にみられた愛知県派遣の東亜同文書院への募集人数と実際の入学者数²⁰⁾は、表の如くであった。

表 愛知県派遣の東亜同文書院への入学者数

入学年度	1901	1902	1903	1904	1905	1906	1907	1908	1909	1910	1911	1912	1913
入学期	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
募集人員	なし	2	2	2	1	2	2	*	2	2	2	2	2
入学者	0	1	3	2	1	2	1	2	1	3	2	1	3

入学年度	1914	1915	1916	1917	1918	1919	1920	1921	1922	1923	1924	1925	1926
入学期	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
募集人員	2	2	若干名	若干名	若干名	若干名	*	8	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名
入学者	2	3	6	4	5	7	7	8	5	7	7	2	6

入学年度	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939
入学期	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
募集人員	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名	1	1	1	1	1
入学者	3	2	3	3	3	2	3	3	1	1	1	1	1

入学年度	1940	1941	1942	1943	1944	1945
入学期	40	41	42	43	44	45
募集人員	3	3	3	3	3	3
入学者	3	3	3	3	不明	不明

* 告示を筆者未見。

これによると、募集人員は県の予算に制約されるはずなのに若干名と
していた年度がかなりあった。当然ながら、募集人員と入学者数とはお
おむね一致している。ただし1916年以降には入学者数はしばしば3名を
超えている。これは、1916（大正5）年度の『学校一覧』所収の章程では
「府県費生ハ每府県三名ヲ超ルコトヲ得ス」とされていた部分が1918
（大正7）年度の『学校一覧』所収の章程で「超ヘザルヲ例トス」と緩和
されたことに関係しているのかも知れない。

1916年度から募集人員と入学者数が増加しているのは、中国への関心
の高まりと第一次世界大戦下の好況に関係していたものと推測される。
他方、1927年度あたりからの入学者（おそらくは募集人員）の減少は、
第一次世界大戦後の不況の反映であろう。

1902、1907、1909、1912の各年度の入学者数は募集人員を下まわって
いた。応募人員が少なかったのであろうか。他方、1903、1910、1913年
度には入学者数が募集人員を上まわっていた。この理由は不明である。

学力検査科目とその程度

1904（明治37）年度入学予定の学生募集告示では、選抜試験の試験科

目は中学校卒業程度の英語、数学、国語及漢文の4科目で、その他に口頭試問と体格検査を実施するとしていた²¹⁾。この試験科目は当時の上級学校の入学者選抜の主要科目といわれていた国漢英数のみであり、これは当時の高等学校の入学者選抜の学力検査科目よりは少なかった。この学力検査は、その後1920年まで変わらない。

1921年度に派遣する学生の募集告示²²⁾では、選抜方法はこの年改訂された「海外県費派遣生ニ関スル規程」に定められた通りで、選抜試験は国語及漢文、英語、数学、地理歴史、物理、化学の学科目の試験と体格検査及び口頭試問を実施するとされた。学力検査科目を増加したことが注目される。その後、1937年度までの派遣生募集公告には、何らの変化も見えない。1928年度以降、内地の官公立高等学校、官立専門学校の入学者選抜の学力検査科目数は3～4科目に減少する傾向にあった²³⁾から、従来通りの科目を課したことはそれ自体注目すべきことであった。1938年度、1939年度派遣生募集告示では、国語、漢文、英語、数学（算術、代数、幾何、三角）、地理（日本地理、外国地理、地理通論）、歴史（日本歴史、外国歴史）、物理、化学が課された。

1940年度の告示²⁴⁾では、試験科目は「国語、漢文、英語、数学、地理、歴史ニシテ東亜同文書院ニ在リテハ中学校卒業程度、哈爾濱学院ニ在リテハ中等学校第四学年修了程度ノ外口頭試問及身体検査ヲ行フ」として、物理と化学を選抜試験科目から削除した。科目数がやや減少したわけである。当時の高等教育機関の入学者選抜方法の流れに合わせたのかも知れないが、それでも官立の高等学校高等科や専門学校のそれより多い。

1941（昭和16）年4月入学の東亜同文書院及び哈爾濱学院への県費派遣生募集告示²⁵⁾では、試験学科目は、国語、漢文、英語、代数、国史とされた。国語、漢文、英語は従来通りで、従来の数学は代数とされ、従来の歴史は国史とされた。

1944（昭和19）年4月に入学すべき東亜同文書院大学及び華北高等工業学校への県費派遣生募集告示²⁶⁾では、学科試験科目は、東亜同文書院大学は従来と同じく国語漢文、英語、代数、国史で、華北高等工業学校は国語漢文、物象、数学、国史である。後者では英語を課さないことが注目される。（「国立大学哈爾濱学院」へ入学すべき者の募集はこれに先んじて通牒されていた。）

書類選考の実施＝学科試験の廃止

1945（昭和20）年4月に入学すべき東亜同文書院大学及び北京工業専門学校（旧名、華北高等工業学校）への県費派遣生募集告示²⁷⁾には、重要な変更があった。最も重要な変更点は、出願書類に基づき書類銓衡により決定した第一次の合格候補者に対して人物考査と身体検査を実施して派遣者を決定する、として、学科試験を廃止したことである。これは、同年の内地の高等学校高等科や専門学校が書類銓衡により入学者を選抜する方式を採用した²⁸⁾ことに倣ったものと思われる。なおこの書類による銓衡は、実はこれに先だつてすでに国立大学哈爾濱学院への派遣生の選抜に際して実施されたもので、東亜同文書院大学と北京工業専門学校への派遣生選抜が最初だったわけではない。

志望学科の記入

東亜同文書院は発足当初から商務科と政治科の2学科を設置していた。学生は出願に際して学科を選択したのか入学許可後に選択したのか不明であった。この点で、1912（明治45）年の告示に至り、「志望者ハ自己ノ志望科別（政治科、商業科ノ區別）朱書スヘシ」なる一文の追加されたことが注目される。この年以後は、文面は多少異なるものの志願書提出の段階で志望学科を選択させている。従来からそうだったのか否かは、関連資料を筆者未見なので、にわかには判断できない。なお1915年の派遣生募集の告示では、さらに農工科が開設されたことにともない、この欄は「志望科（政治科 商務科 農工科第一部若ハ農工科第二部）

ハ願書ニ朱記スヘシ」と改められた。

なお従来の「清国留学生ニ関スル規程」を廃止して1915年に新たに制定された東亜同文書院県費派遣生ニ関スル規程」においては、願書（正確には「採用願」）の様式の中に「志望科別ヲ記載ノコト」と明記されるようになった。

他の学校との共願

1941（昭和16）年11月1日づけで、1942（昭和17）年4月入学の東亜同文書院大学及び国立大学哈爾濱学院への県費派遣生募集が告示された。東亜同文書院が「東亜同文書院大学」に、哈爾濱学院が「国立大学哈爾濱学院」と改称されている²⁹⁾。従来の告示との主な違いの一つは、「本年度中等学校最終学年在学者ハ東亜同文書院トハ爾濱学院トヲ共願スルモ差支ナシ此ノ場合ハ志願書ニ第一志望何々、第二志望何々ト記入スルコト」とされたことである。1943年度入学者についても同様の措置が認められた³⁰⁾。

1945（昭和20）年1月9日づけで、1945（昭和20）年4月に入学すべき東亜同文書院大学及び北京工業専門学校（旧名、華北高等工業学校）への県費派遣生募集が告示された³¹⁾。出願に際して第一志望、第二次志望を記して両校を共願できることになったことは注目される。なお「国立大学哈爾濱学院」へ入学すべき県費派遣生の募集は、これに先んじて1944年11月9日に通牒された³²⁾ので、同校との共願はあり得なかった。

学業成績による応募基準の設定

1921（大正10）年2月4日の1921年度派遣学生募集告示³³⁾によれば、出願に際して提出すべき書類の中には「学業成績表」がふくまれていた。その「学業成績表」に「(何人中第何位ナルカヲモ記入スルヲ要ス)」とされたことも注目される。従来は成績順位の記入をもとめられたことはなかったからである。ただし、ほぼ同じ時期に高等学校や官立の高等工業、高等商業、高等農林などの実業専門学校で採用されていた無試験

検定による選抜の場合とは異なり、「成績順位が全体の何分の一以内であること」などの条件がつけられていたわけではなかったことには留意する必要がある。

ところで、1941年度入学予定の派遣生募集告示と同じ日付で各市町村長、男子中等学校長宛に「海外県費派遣生推薦に関する件通牒」が出された³⁴。この種の通牒は従来から毎年出されていたが、この年の通牒には従来とは異なる点が見られた。「身体、学術共ニ優秀ナル者」の次に「(可成同学年又ハ同学級全数ノ五分ノ一以内ノ成績席次ヲ有スル者)」という字句がつけ加えられたことがそれである。「可成」とされているので絶対的な要件ではなかったかも知れないが、いずれにせよ、親規程や募集告示には見られない規定である。この基準はこれ以後、毎年の通牒に記されている。

おわりに

東亜同文書院（大学）への愛知県の派遣生選抜制度のそれぞれの時期の特徴は本文中に述べたので繰り返さないが、全体を通してみると、学科試験の科目構成など、同じ時期の官立の高校あるいは専門学校のそれより厳しかったことが注目される。

なお、愛知県の派遣生に関する規程や派遣生募集の告示に見る限り、東亜同文書院の規程に見られる「準公費生」なる範疇を推しはかるに足る記述は見られなかった。

[謝辞] 愛知県総合教育センターの鈴木徹氏には、『愛知県公報』のフィルム閲覧に関して便宜をはかって頂いた。記して謝意を表す。

注

- 1) 『東亜同文書院大学史』(1982年, 財団法人滬友会) 73頁。
- 2) 藤田佳久「東亜同文書院卒業生の軌跡——東亜同文書院卒業生へのアンケート調査から——」愛知大学東亜同文書院大学記念センター『同文書院記念報』Vol. 9 2001, 5, 15
- 3) 松谷昭廣「東亜同文書院への府県費生派遣——1900～20年代を中心として」2001年9月30日に教育史学会第45回大会で発表された口頭報告。松谷の報告に紹介されている長崎県の「南京東亜同文書院入学者学資補助規程」(1901年2月10日制定), 神奈川県「清国留学生規程」(1910年3月1日制定), 熊本県の「東亜同文書院派遣生規程」(1913年8月29日制定)は, そのいずれも愛知県の初期の規程と同じく, 派遣生の選抜方法については規定していない。派遣生の選抜方法については, 筆者が本稿で試みるように, 毎年派遣生募集告示をみるほかない。
- 4) 『東亜同文書院大学史』643頁を参照。第2期以降については不明。後述の愛知県の県費派遣生募集告示に見る限り, 派遣先に附属専門部は含まれていない。
- 5) 『文部省認定 在上海東亜同文書院一覽 從明治43年至明治44年』30～33頁。
- 6) 『文部省認定 在上海東亜同文書院一覽 從明治44年至明治45年』30～33頁。
- 7) 『文部省認定 東亜同文書院一覽 大正七年度』31～32頁による。
- 8) 『愛知県公報』号外第896号, 明治35年2月19日による。
- 9) ちなみに発足当初の東亜同文書院は, 専門学校としての認可を得ていなかった。しかし発足当初から官立専門学校とほぼ同じ入学資格を規定していたことは一つの見識であったといえよう。
- 10) 拙稿「東京女子高等師範学校の入学者選抜制度の歴史」愛知大学短期大学部『研究論集』第21号, 1998年12月, を参照。
- 11) 愛知県県令第4号, 大正4年1月20日。
- 12) 愛知県令第30号「海外県費派遣生二関スル規程」, 大正9年2月27日。『愛知県公報』第526号(大正9年2月27日)による。
- 13) 日露協会学校については, さしあたり, 哈爾濱学院史編集室『哈爾濱学院史』(国立大学哈爾濱学院同窓会, 1987年), 芳地隆之『ハルピン学院と満州国』(1999年, 新潮社)を参照のこと。
- 14) 1939(昭和14)年12月26日, 県令第78号。
- 15) 1940(昭和15)年12月19日, 県令第109号。
- 16) 1943(昭和18)年12月11日, 県令第112号。
- 17) 愛知県告示第33号, 明治35年2月19日。
- 18) 愛知県告示第13号, 明治36年1月21日。

- 19) 愛知県告示第15号, 明治37年1月20日。
- 20) 入学者数は, 2001年9月30日に史学会第45回大会で発表された松谷昭廣の前掲口頭報告の附属配布資料による。
- 21) 注19に同じ。
- 22) 愛知県告示第35号, 1921(大正10)年2月4日。なお, 筆者は1920年度の派遣生公募に関する告示未見である。
- 23) 官立の高等学校, 実業専門学校は, ごく僅かの例外をのぞき, 1928年度の入学者選抜から, その学科試験科目を4科目以内とするに至った。旧制官立高等学校, 官立実業専門学校に関する研究文献は多いが, その入学者選抜に焦点を当てた文献は意外に少ない。ここではさし当たり, 拙稿「官立実業専門学校の入学試験制度の歴史——盛岡高等農林学校の例を中心に」『名古屋大学教育学部紀要——教育学科』第30巻, 1984年3月, 223~303頁, を参照。
- 24) 1939(昭和14)年12月26日, 告示第1427号。
- 25) 1940(昭和15)年12月19日, 告示第1939号。
- 26) 1943(昭和18)年12月11日, 告示第1803号。
- 27) 1945(昭和20)年1月9日, 告示第4号。
- 28) 詳しくは, 注23)の拙稿, 前掲誌, 298頁以下を参照。
- 29) 1941(昭和16)年11月1日, 告示第1840号。
- 30) 1942(昭和17)年11月14日, 告示第2220号。
- 31) 1945(昭和20)年1月9日, 告示第4号。
- 32) 1944(昭和19)年11月9日, 愛知県内政部長, 教第9422号。
- 33) 愛知県告示第35号, 大正10年2月4日。
- 34) 愛知県学務部長, 1940(昭和15)年12月19日, 教第9825号。